

平成23年度第1回鎌ヶ谷市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会
会議録

1 日 時 平成23年10月21日（金）午前10時から午前10時30分

2 場 所 総合福祉保健センター4階 会議室

3 出席者

(1) 出席委員

鎌田 義弘 委員、目黒 哲 委員、大山 真 委員、
大竹 英之 委員(代理 鶴岡 秀臣)、富澤 茂司 委員(代理 榊 邦廣)、
富田 直 委員、皆川 清隆 委員、鈴木 操 委員、小林 宏 委員、
山崎 久雄 委員

(2) 欠席委員

篠原 勝 委員、小寺 辰男 委員、熊谷 利和 委員

(3) 事務局

稲生市民生活部長、田中安全対策課長、伊藤安全対策課主幹、
萩原安全対策課主事

4 傍聴者 0人

5 議題等

(1) 議題

ア 会長の選出について

イ 鎌ヶ谷市防犯カメラ管理運用基準（案）について

6 会議の概要

鎌ヶ谷市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会委員の過半数が出席し、会議が成立したので、以下のとおり会議を行った。

(1) 会長の選出について

前会長が辞任したため、会長選出まで稲生市民生活部長が仮議長を務めた。会議録署名委員については、大山委員及び富田委員に決定した。

鎌ヶ谷市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会規則（以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、委員の互選により、会長については次のように決定した。

会長 鎌田 義弘 委員

会長を決定した後、規則第5条の規定により会長が会議の議長となり、議事を進めた。

(2) 鎌ヶ谷市防犯カメラ管理運用基準について

事務局より、鎌ヶ谷市防犯カメラ管理運用基準（案）、資料1の「防犯カメ

ラ概要について」、を基に説明した。

(3) 質疑応答

○ 委員より事務局へ

質問1 防犯カメラ管理運用基準(案)の中で、画像保存期間が7日間となっているが、もう少し長い期間のほうが良いのではないか。

⇒ 今回の防犯カメラ設置がひたたくり対策や防犯を目的としていること。今後も、増設することも見据えた上で、画像を保存するサーバーの容量も考慮し決定した。警察とも協議しており、短すぎることはないと考える。

参考までに近隣市の状況は、7日間か14日間となっている。

質問2 以前、初富駅付近で殺傷事件があったが、その時の新京成電鉄の防犯カメラはどのくらいの期間保存していたのか、把握していたら教えてほしい。

⇒ 把握はしていないが、防犯カメラを設置しているコンビニエンスストアは、7日間と聞いている。

7 配布資料

- (1) 会議次第
- (2) 鎌ヶ谷市防犯カメラ管理運用基準(案)
- (3) 資料1 防犯カメラ概要について
- (4) 資料2 防犯カメラ設置位置図
- (5) 資料3 刑法犯の認知件数について(鎌ヶ谷市)
- (6) 参考1 鎌ヶ谷市犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する条例及び協議会規則
- (7) 参考2 鎌ヶ谷市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会委員名簿

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

平成23年11月4日

署名人 大山 真

署名人 富田 直